

刈草・剪定枝の資源化について

一般家庭からクリーンセンターへ持ち込まれた刈草・剪定枝を令和元年10月から新たに分別回収し、資源化（堆肥・チップ化）することで、燃やせるごみの減量を図ります。

1. クリーンセンターへの搬入時間

月曜日～金曜日（祝日含む） 午前8時30分～午後4時

2. 刈草・剪定枝の搬入方法

クリーンセンター場内の刈草・剪定枝置き場にあるコンテナに搬入者の方自身で入れていただきます。

3. 刈草・剪定枝の搬入基準

受入れできる剪定枝のサイズは、直径20センチ、長さ2メートルまでです。

4. その他

- ・ ゴミステーションに出された刈草・剪定枝は資源化の対象になりません。
- ・ 市報9月15日号に記事を掲載予定です。

5. クリーンセンター場内搬入順路図

